北本市ＡＥＤ普及推進計画

北　　本　　市

平成２１年７月

目　次

１　計画の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １ページ

２　計画の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２ページ

３　北本市ＡＥＤ普及推進計画（全体計画） ・・・・・・・・・・ ３ページ

４　計画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５ページ

別表　北本市におけるＡＥＤ設置公共施設等一覧 ・・・・・・・・ ６ページ

資料　北本市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱 ・・・・・・ ７ページ

参考　八都県市首脳会議における「ＡＥＤ普及啓発検討会」 ・・ １４ページ

策定・改訂履歴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５ページ

※表紙のＡＥＤマークは、（財）日本救急医療財団が定めたＡＥＤ普及用のマークです。

1．計画の概要

（1）計画の趣旨

北本市では、市民が市民を救う基本的な理念として、人命救助の思想を普及するとともに、心肺停止者の救命率の向上を図ることで、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指す。

このため、心肺停止による突然死から市民の尊い命を守るため、公共施設や公園、市民が多く立ち寄る民間施設などへの自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置促進、効果的に使用するための救命講習会の受講促進、ＡＥＤの必要性や有効性の普及啓発など、「北本市ＡＥＤ普及推進計画」を定めるものである。

（2）計画の構成

この計画は、次の５項目から構成されている。

ア　ＡＥＤの設置促進
イ　ＡＥＤ貸し出し制度の普及推進と活用促進
ウ　救命講習会の開催と受講促進
エ　ＡＥＤの普及啓発
オ　ＡＥＤ設置届出システムの活用

（3）計画の期間及び目標（平成１８～２２年度）

この計画は、５年間とし、次の目標の達成に努める。

ア 市内のＡＥＤの設置が望まれる施設の設置台数　約９０台
イ 救命講習会の受講者数　約１，０００人（年間約２００人）

自動体外式除細動器（ＡＥＤ：Automated External Defibrillator）とは

ＡＥＤは、突然、心臓がけいれん（心室細動）をおこし心肺停止になった場合に心臓に電気的なショックを与え心臓を正常に戻す（除細動する）機器です。

（現在、市が導入している機種は、
日本メドトロニック社製　LIFEPAK　CR Plus）→

2．計画策定の背景

全国では、病院以外で約２万人が突然の心肺停止で亡くなっており、この数は、交通事故死の約２倍にもなっている。また、県内の心肺停止でなくなっている方は、年間１，８２０人と推計されている。

心臓発作などによる心臓停止に対する救命措置としては、心肺蘇生法に併せて、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の効果的な活用が有効と言われている。

心肺停止後、救命処置が１分遅れると生存率が１０％減少すると言われており、こうした現状を踏まえ、平成１６年７月から、ＡＥＤが一般人（非医療従事者）でも使用できるようになり、多くの救命実績が報告されている。

また、北本消防署並びに北本東分署における救急出場件数は年間約２，０００件強あり、そのうち、心肺停止患者については年間約５０件となっている。

一方、米国シアトル市は、病院に搬送する前の救命処置の先進地であり、心肺蘇生法の市民普及率は約７０％にもなっている。また、全市的に行われる市民の救急救命体制への高い意識があり、ＡＥＤは市内すべての公共施設に配置され、一刻を争う現場では市民の救命活動が大きく貢献している。

埼玉県では、シアトル市を将来の目標として、平成１８年度から官民一体となったＡＥＤの設置促進や普及啓発などに取り組むこととし、市町村や民間がＡＥＤの設置や運用を個別に行うのではなく、 県全体として統一的な整備を図るため、「 埼玉県ＡＥＤ普及推進計画」を策定している。

北本市では、この「埼玉県ＡＥＤ普及推進計画」に基づき、本市におけるＡＥＤの設置促進や普及啓発を目的とした「北本市ＡＥＤ普及推進計画」を策定した。

3．北本市ＡＥＤ普及推進計画（全体計画）

（1）ＡＥＤの設置促進

ＡＥＤを設置する等の法令は、現在、日本にはないが、ＡＥＤを活用した迅速な救命処置を行える体制を一刻も早く普及させる必要がある。

このため、概ね５年間で、市全体で約９０台のＡＥＤの設置促進を図る。

すでに、本市では平成１８年６月に市内の公共施設２７箇所にＡＥＤを設置（体育センターについては指定管理者が設置（平成１８年４月））している。

その後、平成１９年４月には子供公園に、平成２０年４月には４保育所１療育センター、そして２つの民間保育園のＡＥＤを設置してきた。今後も公共施設へのＡＥＤの設置推進を図る。なお、平成２０年４月より小児用電極パッドを市が設置したすべての施設に導入した。

また、民間施設への普及にあたっては、ＡＥＤの設置が望まれる施設や管理方法、表示のあり方など、基本的な考え方をまとめた「埼玉県ＡＥＤ普及推進ガイドライン」を参考とし、ＡＥＤの普及と設置促進を図る。

ア　ＡＥＤの設置が望まれる施設

（ア）市民が多く立ち寄る施設（公共施設やスーパーなど）

（イ）発生率が高い施設（スポーツ施設など）

（ウ）市民の認知度が高い施設（コンビニなど）

イ　ＡＥＤの設置が望まれる計画台数等

区　　分	計画台数（設置台数）
市の施設	３７台（３６台）
公的な施設	７台（７台）
民間の施設	約５０台（２７台）
合　　計	約９０台（７０台）

※ 計画台数は、ＡＥＤの設置が望まれる施設にＡＥＤ１台とした。

※ 市及び公的な施設におけるＡＥＤ設置施設は別表参照

※ 民間の施設については、確認できた施設とした。

（2）ＡＥＤ貸し出し制度の普及推進と活用促進

主に市民を対象としたイベント主催者に対し、一定の条件の下にＡＥＤを貸し出し、イベントに参加中あるいはその周辺での心室細動による心肺停止者に対応できるよう「北本市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱」を策定した。この貸出制度を広く各種団体・事業者等が活用できるよう普及推進に努めるものとする。

（３）救命講習会の開催と受講促進

心肺停止状態の傷病者が発生した救急現場に居合わせた者（バイスタンダー）が、迅速にＡＥＤを用いて除細動を行うことが心肺停止状態の傷病者に有効である。

このため、市民がいつでも・どこでも・だれもがＡＥＤを効果的に使用できるよう埼玉県央広域消防本部や日本赤十字社北本支部など関係機関の協力を得て、救命講習会を開催するとともに年間２００人、５年間で１，０００人のＡＥＤを含む救命講習会の受講促進を図る。

救命講習会の受講促進にあたっては、市のホームページや広報紙などにより、救命講習会の開催を掲示し、受講促進を図る。

（４）ＡＥＤの普及啓発

ＡＥＤが未だ認知されていない現状にあっては、ＡＥＤの機能や操作方法など広く市民に普及啓発を行う必要がある。

このため、ＡＥＤの必要性や有効性を理解していただくためのＡＥＤの一般知識や操作方法を記載したパンフレット等を作成し、普及啓発を図る。

また、ＡＥＤの設置場所に八都県市共通の「ＡＥＤマーク」の掲示や市ホームページなどによるＡＥＤ設置場所が市民に分かる体制整備を推進する。

（５）ＡＥＤ設置届出システムの活用

市民がＡＥＤを効果的に活用するためには、市内の設置場所やＡＥＤの利用方法が誰でも容易に把握できるシステムが必要である。

このため、埼玉県ではＡＥＤ設置者の協力を得て、ＡＥＤの設置、変更又は廃止の情報を届出していただく「埼玉県ＡＥＤ設置等届出システム」を構築している。この届出されたデータについては、 関係機関への情報提供や県ホームページなどにより公表されるため、本市としては、このシステムを活用するとともに、市民や事業者に対して普及啓発することを推進する。

4．計画の推進

（1）北本市の役割

北本市は、「北本市ＡＥＤ普及推進計画」を進めるにあたり、次の役割を担う。

ア　救命講習会の開催と受講促進

市は、救命講習会を定期的に開催するとともに、 市ホームページや広報紙等を通じて、市民に対して受講促進を図る。また、市職員がＡＥＤを効果的に使用できるよう市職員を対象とした講習会も開催する。

イ　市内公共施設へのＡＥＤ設置

市内公共施設にＡＥＤを設置する。

ウ　ＡＥＤ普及啓発

市は、パンフレットや市ホームページの他、自治会の会合等、様々な機会を活用し、ＡＥＤの必要性や有効性などについて普及啓発する。

エ　ＡＥＤ設置情報の公表

市は、市ホームページや広報紙を通じて、ＡＥＤ設置情報を広く市民に公表する。

（2）民間事業者の役割

ア　ＡＥＤの設置促進

民間事業者は、ＡＥＤ設置の必要性や有効性を検討し、積極的にＡＥＤの設置に努める。

イ　救命講習会の受講促進

民間事業者は、従業員の誰でもがＡＥＤを使用できるよう救命講習会の受講を推進する。

別表

北本市におけるＡＥＤ設置公共施設等一覧

平成２１年7月１日現在

No.	施　設　名	No.	施　設　名
１	市役所（第１庁舎１階ロビー）	２３	中丸東小学校
２	文化センター	２４	北本中学校
３	南部公民館	２５	西中学校
４	東部公民館	２６	東中学校
５	西部公民館	２７	宮内中学校
６	北部公民館	２８	体育センター（指定管理者設置）
７	中丸公民館	２９	子供公園
８	勤労福祉センター	３０	中央保育所
９	コミュニティセンター	３１	東保育所
１０	学習センター	３２	栄保育所
１１	あすなろ学園	３３	深井保育所
１２	健康増進センター	３４	こども療育センター
１３	総合福祉センター	３５	中丸保育園（民間施設）
１４	野外活動センター	３６	高尾保育園（民間施設）
１５	北本総合公園	３７	北本消防署（県央設置）
１６	中丸小学校	３８	北本東分署（県央設置）
１７	石戸小学校	３９	県立北本高等学校（県設置）
１８	南小学校	４０	自然学習センター（県設置）
１９	西小学校	４１	北本駅西口ビル市民交流プラザ
２０	北小学校	４２	桶川北本水道企業団（企業団設置）
２１	栄小学校	４３	市役所（第３庁舎：貸出用）
２２	東小学校		

※No.35、36 の民間保育園については、市が設置したので一覧に含めた。

※No.41 の市民交流プラザには、自動販売機とセットでの設置（社会福祉協議会設置）

資料１

北本市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

平成２１年２月９日市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、市における人命救助の思想を普及するとともに、心肺停止者の救命率の向上と図るため、市が管理している自動体外式除細動器（レスキューキット等の付属品を含む。以下「ＡＥＤ」という。）を各種イベント等の主催者に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象イベント）

第２条　ＡＥＤの貸出しを行うイベントは市民を主な対象とする各種イベントのうち、第４条の要件を満たすものとする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

（貸出対象団体）

第３条　ＡＥＤの貸出しの対象となる団体は、次に掲げるイベントを主催する者とする。

（貸出要件）

第４条　ＡＥＤの貸出しの要件は、次のとおりとする。

（１）消防署等による、ＡＥＤの使用に必要な講習を修了した者がイベント会場に常駐し、又は帯同していること。

（２）イベントへの参加者が、概ね１０人以上であること。

（貸出数）

第５条　ＡＥＤの貸出しは、１台とする。

（貸出期間）

第６条　ＡＥＤの貸出期間は、当該イベントの開催日を含む期間とし、最長５日を限度とする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、当該期間を延長し、又は短縮することができる。

（貸出の申請）

第７条　ＡＥＤの貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、原則として貸出しを受けようとする日の３月前から２週間前までに、ＡＥＤ貸出申請書（様式第１号）に第４条第１項に規定する講習を修了した者の講習の修了証等の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

（貸出の決定・承認）

第８条　市長は、前条の申請を受けたときは、これを審査し、承認の可否を決定し、ＡＥＤ貸出承認通知書（様式第２号。以下「承認通知書」という。）により当該申請者に通知しなければならな

い。

２　前項の規定により、貸出の承認通知書を受けた者は、承認通知書に記載されている留意事項を遵守するとともに、市においてＡＥＤの引渡しを受けるものとする。

（維持管理・返却）

第９条　ＡＥＤの貸出しを受けた者は、ＡＥＤを常に良好な状態で管理しなければならない。

２　ＡＥＤの貸出しを受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）ＡＥＤを取扱説明書に基づき、適切に使用しなければならない。

（２）ＡＥＤを処分し、又は目的外に使用しないこと。

（３）ＡＥＤを転貸、又は譲渡しないこと。

（４）ＡＥＤを貸出期間の末日までに市に返却しなければならない。

（実績報告）

第１０条　ＡＥＤの貸出しを受けた者は、ＡＥＤを返却するとき、ＡＥＤ返却報告書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　イベント期間中、ＡＥＤを使用したときはＡＥＤ使用実績報告書（様式４号）を市長に提出しなければならない。

（報告義務）

第１１条　ＡＥＤの貸出しを受けた者は、故障し、破損又は紛失したとき、ＡＥＤ故障等報告書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（返還）

第１２条　市長は、申請者が次の各号に該当すると認めるとき、ＡＥＤの返還を求めることができる。

（１）貸出を受けた者が、ＡＥＤを使用しなくなったとき。

（２）貸出を受けた者が、本要綱の規定に違反したとき。

（３）その他、市長が特に必要と認めたとき。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、ＡＥＤの貸出しに関し必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年　４月　１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

（あて先）北　本　市　長

住　　所
団　体　名
代表者氏名
電 話 番 号

Ａ　Ｅ　Ｄ　貸　出　申　請　書

北本市自動対外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱の規定により、次のとおり、ＡＥＤの貸出を申請します。

イベント等の名称	
開　催　期　間	年　　月　　日（　　）から 年　　月　　日（　　）まで
開　催　場　所	
使 用 目 的 及 び イ ベ ン ト の 概 要	
参 加 予 定 者 数	人
ＡＥＤ講習修了者 又 は 有 資 格 者	氏　名：　　他　　名 □講習会修了者　□医師　□看護師　□保健師　（該当に☑）
貸　出　希　望　日	年　　月　　日（　　）　午前　・　午後
返　却　予　定　日	年　　月　　日（　　）　午前　・　午後
連　　絡　　先	住　所： 氏　名： 連絡先：

※有資格者等については、ＡＥＤの使用にかかる講習の修了証等の写しを添付してください。
また、複数名いる場合についても、修了証等の写しを添付してください。

様式第２号（第８条関係）

年　　月　　日

様

北本市長　石　津　賢　治

Ａ　Ｅ　Ｄ　貸　出　承　認　通　知　書

年　　月　　日付けで、申請を受けましたＡＥＤの貸出しについて、以下のとおり通知します。

申　請　結　果	□承認します　・　□承認しません　（該当に☑）
イベント等の名称	
貸　出　期　間	年　　月　　日（　　）から 年　　月　　日（　　）まで
貸出ＡＥＤ番号	
特　記　事　項	１　「北本市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱」を遵守すること。 ２　イベント等終了後は、「ＡＥＤ返却報告書（様式第３号）」を添えて速やかに返却すること。 ３　使用実績があり場合は、「ＡＥＤ使用実績報告書（様式４号）」を提出すること。
不 承 認 理 由	

様式第３号（第１０条関係）

年　　月　　日

（あて先）北　本　市　長

住　　所
団　体　名
代表者氏名
電 話 番 号

Ａ　Ｅ　Ｄ　返　却　報　告　書

以下のとおり、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を返却します。

イベント等の名称	
使　用　期　間	年　　月　　日（　　）から 年　　月　　日（　　）まで
貸出ＡＥＤ番号	
使　用　場　所	
イベント参加者数	人
備　　考	

様式第４号（第１０条関係）

年　　月　　日

（あて先）北　本　市　長

住　　所
団　体　名
代表者氏名
電 話 番 号

Ａ　Ｅ　Ｄ　使　用　実　績　報　告　書

以下のとおり、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用実績について報告します。

イベント等の名称	
貸出ＡＥＤ番号	
使　用　日　時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
使　用　場　所	
使用者（操作した人）	
使　用　状　況	・対象者（年齢：　　歳頃　性別：　□男　・□女　）（該当に☑） ・どのような状況で
除細動（電気ショック）の実績	□実績あり　　□実績なし　（該当に☑）

様式第５号（第１１条関係）

年　　月　　日

（あて先）北　本　市　長

住　　所
団　体　名
代表者氏名
電 話 番 号

Ａ　Ｅ　Ｄ　故　障　等　報　告　書

以下のとおり、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の故障・紛失を報告します。

イベント等の名称	
貸　出　期　間	年　　月　　日（　　）から 年　　月　　日（　　）まで
貸出ＡＥＤ番号	
故障・紛失の種別	□故障　・　□破損　・　□紛失　（該当に☑）
紛失時等の状況	※ＡＥＤの故障・紛失時の状況を記入してください。

《参考》

八都県市首脳会議における「ＡＥＤ普及啓発検討会」

平成１７年１１月１６日、埼玉県で開催された八都県市首脳会議において、さいたま市から、八都県市共同でＡＥＤの普及啓発のための基本方針や共通マニュアルの作成など、ＡＥＤの普及啓発の提案があり、平成１８年５月１５日に八都県市で次の事項などが合意された。

１　ＡＥＤ普及啓発基本方針等の策定

自治体だけでなく、各種団体や民間企業にＡＥＤの普及推進を図るため、ＡＥＤ普及啓発基本指針及びマニュアルを策定する。

２　自治体職員の救命講習会の受講促進

自治体職員が率先して救命講習会を受講し、救命に取り組む。

３　八都県市共通の「ＡＥＤマーク」の作成

八都県市共通の「ＡＥＤマーク」を作成し、ＡＥＤの設置場所を明示する。

《参考：八都県市首脳会議メンバー》

八都県市首脳会議は、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市の首長がメンバーとなっている。

埼玉県保健医療部薬務課ホームページ

『県民の尊い命を守るAED！』

http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BD00/kanshi/aed/aed-aed.html

埼玉県 AED 普及推進計画やガイドラインが掲載されています。

北本市ＡＥＤ普及推進計画制定・改訂履歴

	年　　月　　日	備　　考
制　定	平成１８年１２月１２日	
改　訂	平成１９年　４月１８日	
〃	平成２０年　６月　４日	
〃	平成２１年　７月　２日	

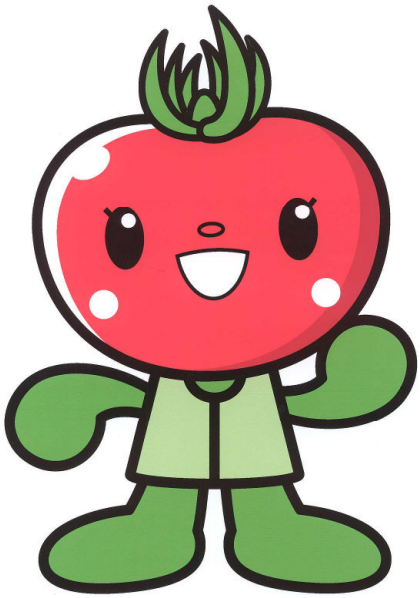

北 本 ト マ ト

作成：北本市市民経済部くらし安全課
危機管理・消防防災担当
TEL：０４８－５９４－５５２３
FAX：０４８－５９１－１２４４